

# 令和3年度

(令和3年10月～令和4年3月実施分)

監査結果に基づき町長等が講じた措置

令和4年3月31日

奥多摩町代表監査委員 佐久間 勝 (平成30年4月～令和4年3月まで)

奥多摩町議会選出監査委員 木村 圭 (令和3年11月まで )

奥多摩町議会選出監査委員 澤本 幹 男 (令和3年12月～ )

# 令和3年度実施分「監査結果と措置状況等の一覧」

令和4年3月末現在

## 1.例月出納検査

件名	監査結果(指摘、意見等)	措置状況等及び今後の対応・スケジュール (どのような改善をいつから行うのか、対応不可の場合はその理由)	評価
金額			(○・△・×)
所管課			理由
監査実施日			
氷川学童保育会コンパクトCO2濃度測定器購入の内容	CO2の換気基準値及びCO2濃度測定器の設置基準の有無について報告願いたい。	二酸化炭素(CO2)については、厚生労働省より集団感染発生リスクの高い状況の回避のための良好な換気状況の基準として、CO2濃度 1,000ppm 以下とされている。設置基準は特にないかと思われる。	○
7,689 円			
福祉保健課			
令和3年10月20日			
定住対策用地(海沢大加)玉石淵造り工事の内容	管理道の水止め壁について当該管理道が下側の管理道に接続する端末の処理に隙間があるが、この部分からの土砂が流出することはないか、また、側溝に流入した土砂の除去は町が行うのか、対応について確認し報告願いたい。	管理道端末については、水が溜まることのないよう敢えて隙間を開けている。現状、当該部分の土には草が生え始めて落ち着いており、さらなる土砂の流出は起こりにくい状況である。なお、町と入居者との契約の中で、宅地と管理道を含めた周辺の町有地の管理は入居者が行うこととしているため、側溝の清掃等は入居者が行うこととなる。	○
294,500 円			
若者定住推進課 令和3年10月20日			
観光ゴミ対策実証実験回収委託	現在検討されている「今後の事業実施に向けての対応について」結論が出次第、結果を報告願いたい。	観光ゴミ対策については、奥多摩観光協会と連携し、専用ステッカーの貼られた「観光客専用ゴミ袋」を観光案内所で販売、回収するとともに、河原でパーベキューをされている方に、ごみの持ち帰りの声掛けを行った。 令和4年度も観光協会と連携して同様の対策をする予定であるが、実施方法については打合せを行い、結論が出た段階で報告をする。	○
82,831 円			
観光産業課			
令和3年11月24日			

件名	監査結果(指摘、意見等)	措置状況等及び今後の対応・スケジュール (どのような改善をいつから行うのか、対応不可の場合はその理由)	評価	
金額			(○・△・×)	
所管課			理由	
監査実施日				
古里小学校プール一般開放に伴う監視等業務委託の発注内容	<p>随意契約相手に、休業となった場合の60%の支払いを行うような仕様で契約することは、契約の公平性、効率的予算執行の点から記載すべきではない。</p> <p>①青梅市の支払い内容及びプール監視業務委託が中止となった場合の60%の支払いについて契約書や仕様書等に記述があるか近隣市町村(瑞穂町・青梅市・福生市)に確認し報告願いたい。</p> <p>②労働基準監督署は、労基法第26条の規定に基づき奥多摩町が(株)サンアメニティに対して支払うべきといっているのか。</p> <p>③本件の支出により、監視業務が一切行われていないにも関わらず、受託企業には監視業務の労務費として280万円以上も、その責任者には30万円以上も支払われている。なぜ、町は委託業務仕様書に、監視業務委託が中止となった場合の60%の支払いについて記述したのか。随意契約相手の1社にそのような仕様で契約することは契約の公平性、効率的予算執行の点から適切とは言えないと考えるが、町はコンプライアンスや無駄のない予算執行についてどのように考えているのか。</p> <p>④他の委託業務事業についても、仕様書に中止となった場合の60%の支払いについての記述はあるのか。</p> <p>⑤過去類似案件があったが、教訓としての活用や庁内全体への共有化をどのように行ったか。</p>	<p>①青梅市、瑞穂町及び福生市については、契約書に記載していない事項については、その都度協議することとなっている。</p> <p>②労働基準監督署については、事業者と労働者の労働関係や賃金の支払いについて監督する機関となるので、(株)サンアメニティが労働者と雇用契約を締結し、雇用関係が成立していることから事業が中止となった場合でも(株)サンアメニティは30日以上分の賃金を支払わなければならないとの回答をいただいた。</p> <p>③今回の件で誤解や不明確な点があったことについては以下のとおり改善を図りたいと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・随意契約にしたことにより、誤解を招いたことは否めないため、今後は毎年入札とする。</li> <li>・令和4年度は、監査委員の指摘を踏まえ少しでもリスクがあると判断した場合は、無駄のない予算を執行するため、<b>1か月前には中止を判断し</b>、補償費を支出しないようにする。</li> </ul> <p>④他の案件については、同様の記述はない。</p> <p>⑤令和3年12月24日に町HPにおいて公表された、「監査委員による監査結果について」における、監査結果と措置状況について、内容を確認し、今後の事務執行につなげるよう周知した。</p>	×	
2,812,528円				<p>下記の理由から、業務委託発注者ではあるが作業者と労働契約を結んでいない町が、本来、支払う必要のない休業補償費を支払う旨記述した仕様書で特命随意契約したことは適切でなく、本指摘を誤解と認識していることからその後の反省も見られない。</p> <p>①近隣市町における同様のプール監視業務委託発注仕様書には、休業補償支払いについての記述はない。また、仕様書に休業補償支払いについて記述した根拠として町田市の美術館の管理業務委託を挙げているが、次の点から町の支払い対応について妥当とする根拠になりえない。(町田市のケースは年間契約であり年度当初に業務に着手している。コロナ禍による臨時休業日の設定はあるものの、変更仕様書には休業補償(60%)支払いについての記述はない。)</p> <p>②労働基準監督署は奥多摩町が(株)サンアメニティに対して休業補償費を支払うべきとはいっていない。</p> <p>③随意契約相手の一業者との協議で、その意向にそった仕様書として随意契約することは、公平性を欠いておりコンプライアンス上、問題がある。</p> <p>④奥多摩町においてコロナ禍による中止が予想される他の案件についても、本件と同様の記述はない。</p> <p>⑤具体的な活用方法や庁内共有化をいつ、どのように行ったかが示されていない。(参考類似案件:令和3年12月発行「監査だより」の「ヘルシー体操事業業務委託の休業時における契約書の内容」)</p>
教育課				
令和3年12月24日				
令和4年1月26日				
令和4年2月22日				
令和4年3月23日				

件名 金額 所管課 監査実施日	監査結果(指摘、意見等)	措置状況等及び今後の対応・スケジュール (どのような改善をいつから行うのか、 対応不可の場合はその理由)	評価 (○・△・×) 理由
令和2年度決算審査意見書の総括として提出した職員研修 総務課 令和3年12月24日	<p>・幹部職員も含めた全職員に対する次の研修についての具体的な日程案について次回の例月出納検査で報告願いたい。</p> <p>①幹部職員も含めた全職員に対する年1回の次の研修 ア「法令遵守と説明責任」とりわけ随意契約に焦点を当てた地方自治法等関係法令 イ読み手を意識した正確かつ分かりやすい文章の作成 ウ管理職による文書等最終成果物のチェック機能の強化と徹底</p>	<p>行政職員向けの公文書作成研修については、自治体業務や公文書作成に精通した講師(提中 富和先生 滋賀大学 産学公連携推進機構プロジェクトアドバイザー)による講義映像を、職員がPC等で視聴する方法での研修を実施する。</p> <p>受講期間は、3月10日(木)から28日(月)までの期間とし、研修の内容等は、左記の監査結果(指摘、意見等)及び別紙カリキュラムに沿って行うものとする。</p>	△
同上 令和4年1月26日	<p>・研修終了後は研修内容等について文書による報告をお願いしたい。また、庁内の文書法制や契約担当等の職員が講師となり自治法や必携等を参考にした内部研修の実施を検討願いたい。 (公文書作成や地方自治法等については、本来、地方自治体の職員であれば職務遂行に当たり不可欠な基礎知識として、備えていなければならないものである。その研修については、外部講師を依頼するよりも、庁内の文書法制や契約の担当係長級職員等が自治法や必携、解釈など関連図書を参考にして講師を務める内部研修の方が、人材育成にもつながるほか関連業務のより適切な執行に結び付くため。)</p>	<p>上記研修については、講義映像の視聴開始から、3月の例月出納検査の前日までの受講者数の実績を報告する。研修内容は、上記の監査結果(指摘、意見等)及び別紙カリキュラムによる。</p> <p>担当係長を講師とする研修の実施については、職員の業務量とも踏まえ、令和4年度以降の検討課題とする。</p>	×

件名	監査結果(指摘、意見等)	措置状況等及び今後の対応・スケジュール	評価
----	--------------	---------------------	----

金額		(どのような改善をいつから行うのか、対応不可の場合はその理由)	
所管課			(○・△・×)
監査実施日			理由
広報おくたま 12月号印刷代の契約方法	<p>①随意契約理由が適切でない。町内業者の育成を目的とするのであれば、これを含めたより適正な理由を明記すべきである。</p> <p>②類似の印刷物について他社と比較ができるようであれば報告願いたい。</p>	<p>①現在、町内には印刷業者が1社しかなく、これまでもこの印刷業者が広報おくたまの印刷を請け負ってきたため、広報印刷のノウハウもあり、紙面の調整も行きやすいことなどの理由で随意契約を行っているが、町内事業者の存続・育成も理由としてあげられることから、今後、随意契約を行う際はこれを含めた理由を明記する。</p> <p>②町内の印刷業者は1社であり、類似の印刷物の比較は難しい。</p>	<p>×</p> <p>近隣他市町の契約金額や単価等を参考に、支出額の妥当性を確認し随意契約理由書に記述すべきである。</p>
699,325円			
総務課			
令和4年1月26日			
旧古里中学校プール排水設備等交換工事の施工目的と理由	<p>①契約相手でないOKUTAMA+の活用意向によって町が費用を負担する理由を説明願いたい。</p> <p>②OKUTAMA+の活用目的と計画を提出願いたい。</p>	<p>①活用したい意向があったことから、当該施設を確認したところ、汚水が排水できない状況のまま水が溜まっており、活用時期も未定であり今後、衛生管理上問題となる恐れがあることから、所有者の責務において設備の交換工事を実施した。</p> <p>②当該エリアについては、キャンプ関連施設として活用したい意向であるが、その時期は不明であり、活用するにあたっての使用許可は別途必要である。</p>	
385,000円			
企画財政課			
令和4年1月26日			

件名	監査結果(指摘、意見等)	措置状況等及び今後の対応・スケジュール	評価
----	--------------	---------------------	----

金額		(どのような改善をいつから行うのか、対応不可の場合はその理由)	
所管課			(○・△・×)
監査実施日			理由
旧古里中学校プール排水設備等交換工事の施工目的と理由	<p>①平成28年7月14日付けの「旧古里中学校舎等賃貸借契約書」第8条では、受託者が必要として行う本件に関わる施設・備品類の整備改修は、受託者((株)JELLY FISH)の費用負担で行うこととなっている。約39万円の支出となる今回の工事は、受託者の費用負担で行うべきものではないのか。本工事は町や町民にとってどのようなメリットがあるのか。</p> <p>②日本語学校から現在の業務内容に変更となった際の経緯を当時一番詳しく関わった担当職員から説明願いたい。(平成29年10月2日付け「転貸借に関する覚書」を結ぶこととなった理由、元の契約第10条の禁止条項を変更し、第三者に転貸できることとした理由、覚書締結に向け受託者から提出された要望書等)</p> <p>③意志決定までのやりとりをどう評価しているか。</p> <p>④この事業の町への貢献度をどう考えているか。</p> <p>⑤今後、現行受託者は何をやりたいのか、そのことに対する業務実績、ノウハウはあるのか。キャンプ場や民宿、旅館等、町内の宿泊に関わる事業者への影響はないか。</p>	<p>①当該施設(プール)については、賃貸借契約書の目録で示しているとおおり、町が管理しているもので、賃貸借契約の範囲外である。今回、(株)JELLY FISHからの活用意向をきっかけとして、現場確認を行ったところ、プール内に溜まった汚水が排水できない状況であった。よって、活用の有無に関わらず、衛生管理上、所有者の責任において、工事を実施したものである。</p> <p>②(株)JELLY FISHから、IT企業の誘致やサテライトオフィス、コワーキングスペース等の設置に関する申し出があり、これに対し、町は転貸借を認める判断をした。(別紙起草書)その後、入国管理局の方針転換により、新規留学ビザの取得が困難となった背景から、日本語学校への受け入れを一旦停止せざるを得なくなり、「Okutama+事業」の提案(令和元年7月)を受け、この「転貸借に関する覚書」を適用することとした。</p> <p>③使用目的の変更を拒否して事業者に撤退されてしまうリスクと、変更を承諾してその後も継続的に賃料を確保するメリットを考慮のうえ、ITエンジニアの育成をするための事業、コワーキングの設置など事業の展望を評価し、(株)JELLY FISHや転借人に遵守させる事項なども付加したうえで、総合的に判断したが、詳細な資料は残されていない。今後については、決定に至る過程を詳細に記録するよう改善したい。</p> <p>④このコロナ禍においても、宿泊施設、コワーキングスペース、レンタルスペースの3つの事業において、奥多摩の認知度を高め、誘致へと繋げるため、模索しながら、尽力していただいているものと考えている。</p>	<p>×</p> <p>①当初の回答では、当該工事については(株)JELLY FISHからの申し出により施工したと回答し、その後、当該工事の施工理由を、衛生管理のための工事であり所有者の責任において施工したと変更しているが、次の点から当該工事を町の費用で施工したことは適切でない。</p> <p>ア 廃校になって3・4年経過しているが、これまで当該場所の衛生管理改善について住民からの苦情や要望はない。</p> <p>イ 賃貸借部分でない物件について町としての活用方針が定まっていなくてもかかわらず、(株)JELLY FISHからの活用意向をふまえ、町の予算で改修工事を施工した。</p> <p>ウ 契約書第8条では、(株)JELLY FISHが本物件の施設等について整備改修を必要とする場合、事前に町の承認を得るほか(株)JELLY FISHの費用負担で行い、契約終了時はかかった費用を町に求めないこととなっており、この趣旨や施工のいきさつを考慮すれば、町が施工費用を支出すべきではない。</p> <p>②覚書を締結するにあたり、「(株)JELLY FISHからの申し出により」とされているが、町長への要望書提出や地域連絡協議会への説明も行われていないまま、口頭やメールによるやり取りだけで、覚書を締結したことは適切ではない。</p> <p>③意思決定について、当初から事業内容を日本語学校とIT企業育成としていたのであればそのことについて回答内容に記載すべきであり、その責任を当時の理事者に転嫁するのではなく担当管理職等として事実を誠実に説明すべきである。</p> <p>④地域活性化につながる具体的な効果が見えない。</p> <p>⑤下記のことから本事業を継続することは適切でない。</p> <p>ア 覚書にはサテライトオフィスやコワーキングスペースの記載はあるが、キャンプ場等の記載はなく火気厳禁の項目がある。</p>
385,000円			
企画財政課			
令和4年2月10日			
令和4年2月14日			
令和4年2月22日			

件名	監査結果(指摘、意見等)	措置状況等及び今後の対応・スケジュール	評価
----	--------------	---------------------	----

金額		(どのような改善をいつから行うのか、対応不可の場合はその理由)	(○・△・×)
所管課			
監査実施日			
前のページのつづき	<p>⑥町が本契約相手と協働して取り組むメリットは何か。</p> <p>⑦町議会での澤本議員の「契約は日本語学校経営ではないのか。」との質疑に関し、平成28年7月14日付けの「旧古里中学校舎等賃貸借契約書」第2条(使用の目的)では、“本物件は受託者の日本語学校等経営事業の目的のみ使用”することとなっており、後段の”地域活性化の実現”は日本語学校等経営事業の進展に併せて達成を目指す努力目標である。</p> <p>したがって、日本語学校等経営事業に使用することが前提となっており、議会での町長による「学校関係事業ありきではなかった。本契約書における旧古里中学校舎等の利用は日本語学校に限定されない。」との答弁は、契約内容を曲解するものと考えられるが、いかがか。</p> <p>⑧本賃貸借契約に関わる令和2年度の賃借料は、契約書で定められた年額276万円を財産価格審議会の審議を経て半額としたとのことであるが、同審議会の開催や対象案件の選定に関する要件はどうなっているか、本件に関し受託者から減額要請等の文書は提出されているか。</p>	<p>⑤今後についても日本語学校としての再開の目途が立たない中、「泊まれる、借りられる、学べる、働ける」をコンセプトとしたコミュニティスペースとして事業を展開していく予定である。</p> <p>コロナ禍の中、約2年にわたり、継続して事業を実施しており、今後も企業努力により、地域の活性化に寄与していただけるものと考えている。</p> <p>町には、ほとんどないワーケーションやレンタルスペースに特化した施設であり、立地条件も考慮すると、他事業者への影響は少ないものと考ええる。</p> <p>⑥発信力のある利用者(ワーケーション、メディア撮影など)を通じた奥多摩の魅力発信により、観光客や移住者の増加に繋がるものと考えている。</p> <p>⑦そもそも普通財産は本来私法の適用を受けるものであるから、普通財産の貸付においても当事者双方の合意があれば、使用目的の変更は可能である。そのうえで、前述したとおり変更を拒否した場合と承諾した場合のメリット・デメリットを考慮したうえで、当時の理事者が総合的に判断したものと思われる。</p> <p>⑧本件の減額を決定した申請書、財産価格審議会結果報告書を含む資料、減免決定通知書については、令和4年3月23日開催の例月出納検査時に資料として提出した。</p>	<p>イ 覚書で追加された使用目的に関する受託者の業務実績、ノウハウの説明がない。</p> <p>ウ 立地条件等を考慮し町内他事業者への影響は少ないとしているが、町は使用目的が追加された覚書を地域連絡協議会に説明していない。</p> <p>⑥ 現状の説明では、町が共同して取り組むような地域活性化につながる具体的なメリットは見通せない。</p> <p>⑦ 普通財産か行政財産かにかかわらず、保有財産の賃貸借契約に当たり、地方自治体が透明性のある事務手続きを経ることなく、特定企業との契約内容を変更してその目的や物件を追加して事業を運用することは、目的外使用に当る可能性があり適切でない。</p> <p>⑧ 古里中学校施設(附属建物含む)について普通財産となっている部分、行政財産となっている部分について図面資料等を確認し報告願いたい。</p> <p>⑨ 監査の質問に対する回答は顧問弁護士に相談して作成したとのことであるが、前代未聞のこの対応は次の点から適切でない。</p> <p>ア 監査に対する回答は、本来、関係職員が当時の背景等をふまえ法令等に基づいている理由など事実を真摯に説明・回答すべきであるが、これを顧問弁護士に頼るのは自信をもって事実を回答することが困難な証拠である。</p> <p>イ 住民のために支出すべき予算を、監査対応の回答のための顧問弁護士相談料に支出すべきではない。</p>

件名	監査結果(指摘、意見等)	措置状況等及び今後の対応・スケジュール	評価
金額			

所 管 課		(どのような改善をいつから行うのか、 対応不可の場合はその理由)	(○・△・×)
監査実施日			理 由
旧古里中学校プール排水設備 等交換工事の施工目的と理由	<p>①当初の回答では、当該工事については、(株)JELLY FISHからの申し出により施工したと回答し、その後、当該工事の施工理由を、衛生管理のための工事であり所有者の責任において施工したと変更しているが、次の点から当該工事を町の費用で施工したことは適切でない。</p> <p>ア 廃校になって3・4年経過しているが、これまで当該場所の衛生管理改善について住民からの苦情や要望はない。</p> <p>イ 賃貸借部分でない物件について町としての活用方針が定まっていなくてもかかわらず、(株)JELLY FISHからの活用意向をふまえ、町の予算で改修工事を施工した。</p> <p>ウ 契約書第8条では、(株)JELLY FISHが本物件の施設等について整備改修を必要とする場合、事前に町の承認を得るほか(株)JELLY FISHの費用負担で行い、契約終了時はかかった費用を町に求めないこととなっており、この趣旨や施工のいきさつを考慮すれば、町が施工費用を支出すべきではない。</p> <p>②覚書を締結するにあたり、「(株)JELLY FISHからの申し出により」とされているが、町長への要望書提出や地域連絡協議会への説明も行われていないまま、口頭やメールによるやり取りだけで、覚書を締結したことは適切ではない。</p> <p>③意思決定について、当初から事業内容を日本語学校とIT企業育成としていたのであればそのことについて回答内容に記載すべきであり、その責任を当時の理事者に転嫁するのではなく担当管理職等として客観的に説明すべきである。</p> <p>④ 地域活性化につながる具体的効果が見えない。</p> <p>⑤下記のことから本事業を継続することは適切でない。</p> <p>ア 覚書にはサテライトオフィスやコワーキングスペースの記載はあるが、キャンプ場等の記載はなく火気厳禁の項目がある。</p> <p>イ 覚書で追加された使用目的に関する受託者の業務実績、ノウハウの説明がない。</p> <p>ウ 立地条件等を考慮し町内他事業者への影響は少ないとしているが、町は使用目的が追加された覚書を地域連絡協議会に説明していない。</p> <p>⑥現状の説明では、町が共同して取り組むような地域活性化につながるメリットは見通せない。</p>		
385,000 円			
企画財政課			
令和4年3月23日			

件 名	監査結果(指摘、意見等)	措置状況等及び今後の対応・スケジュール (どのような改善をいつから行うのか、	評 価
金 額			(○・△・×)
所 管 課			

監査実施日		対応不可の場合はその理由)	理 由
<p>前のページのつづき 令和4年3月23日</p>	<p>⑦普通財産か行政財産かにかかわらず、保有財産の賃貸借契約に当たり、地方自治体が透明性のある事務手続きを経ることなく、特定企業との契約内容を変更してその目的や物件を追加して事業を運用することは目的外使用に当る可能性があり適切でない。</p> <p>⑧旧古里中学校施設(付属建物含む)について普通財産となっている部分、行政財産となっている部分について図面資料等を確認し報告願いたい。</p> <p>⑨監査の質問に対する回答は顧問弁護士に相談して作成したとのことであるが、前代未聞のこの対応は次の点から適切でない。</p> <p>ア 監査に対する回答は、本来、関係職員が当時の背景等をふまえ法令等に基づいている理由など事実を真摯に説明・回答すべきであるが、これを顧問弁護士に頼るのは自信をもって事実を回答することが困難である証拠である。</p> <p>イ 住民のために支出すべき予算を、監査対応の回答のために顧問弁護士相談料に支出すべきではない。</p>		

件 名	監査結果(指摘、意見等)	措置状況等及び今後の対応・スケジュール	評 価
金 額		(どのような改善をいつから行うのか、対応不可の場合はその理由)	

所管課			(○・△・×)
監査実施日			理由
夜間救急対応旅費の内容と研修旅費として支払われている理由	今後は、より望ましい科目から支出すべきである (例 予備費等)	本件の緊急的な交通費を予算措置しておらず、交通費を支出する科目が研修旅費のみであったため、当該科目から支出した。 今後、緊急的に支出する必要がある場合は、監査委員ご指摘のとおり、緊急対応として使用するための予算措置科目である予備費等で処理をしたい。	○
22,800円			
奥多摩病院			
令和4年2月22日			
会計年度任用職員の内容について	会計年度任用職員活用の考え方及び町役場として採用するメリットを次回報告願いたい。	会計年度任用職員については、職員の育児休業による代替としての事務、体験農園や学童などの施設の運営・管理、健康増進に資する各種事業、学校における授業のサポートなど、様々な職種に多くの方々を任用している。 会計年度任用職員の任用については、職員のみでは対応することができない業務や事業に任用しているが、その中には、看護師や保育士など専門的な資格を所持している方や専門的な知識や経験を有している方も多くおり、職員のみでは対応することができない業務や事業について、会計年度任用職員を任用することにより、各種の事業等を行うことができていると考えている。 町では、職員定数や行政改革大綱に基づき職員数を管理しており、限られた人数の中で業務を行っているが、職員数や人件費の観点、また、専門的な知識や経験を有する者の採用という観点からも業務や事業を実施するにあたり、会計年度任用職員を任用することは必要不可欠なことであると考えている。	○
総務課			
令和4年2月22日			

件名	監査結果(指摘、意見等)	措置状況等及び今後の対応・スケジュール (どのような改善をいつから行うのか、対応不可の場合はその理由)	評価
金額			

所 管 課			(○・△・×)
監査実施日			理 由
公文書の不正行為防止対策について	西東京市で職員による公印を無断で使用して公文書を作成する不正行為があったが、町では公文書作成時にどのような不正行為防止対策を講じているのか報告願いたい。	公印(奥多摩町長之印)については、総務課長が管理・保管を行っており、公印の使用は、原則、平日の開庁時間(午前8時30分から午後5時15分まで)としている。 公印の使用(押印)の際は、職員の起案等により決裁処理を行った上で、総務課長の管理のもと行っている。	△ 西東京市での不正行為の原因と町における必要な再発防止対策が検討されていない。
——			
総務課			
令和4年2月22日			
同 上	町では本件について発生原因や改善策等について詳細な分析・検討に取り組んでいない。公文書作成時にどのような不正行為防止対策を講じているか等について、本件の原因を調べ、町の再発防止対策を行うべきであり、西東京市の対応を聞くなど参考にして町の改善対策を講じること。	公印の使用(押印)の際は、職員の起案等により決裁処理を行った上で、押印の際には公印管理者の許可を得て文書確認後押印することを徹底するなど、総務課長の管理のもと行っている。 なお、町として不正行為防止をさらに確実なものとするため、西東京市における再発防止策をご教示いただくなど、チェック体制を強化したい。	○ 西東京市の対応を参考に町の現状について比較検討し、迅速に必要な改善対策を講じられたい。
——			
令和4年3月23日			
町施設の使用料納付について	契約内容で期別納付期限が決められているのであれば期別毎に納付すべき。納期を分割性にするのか、一括性にするのか、判断しそのように契約書に記載願いたい。	監査委員の指摘を踏まえ、納期について分割にするか一括にするか判断し、契約書にその旨を記載し、契約書に基づく納付方法とする。	○
——			
観光産業課			
令和4年2月22日			

件 名	監査結果(指摘、意見等)	措置状況等及び今後の対応・スケジュール (どのような改善をいつから行うのか、対応不可の場合はその理由)	評 価
金 額			

所 管 課			(○・△・×)
監査実施日			理 由
町長車リース料について 74,800円 総務課	令和4年度以降タクシー利用などの多角的なコスト比較により効率的な契約内容となるよう見直しをしていただきたい。	タクシー利用については、事業者から見積もりを取るなどして検討するが、現地での配車の手配や連絡調整などが必要なため、運転手を含めた庁用車の運行が効率的と考えている。今後は近隣の自治体の状況も参考にしながら必要に応じて見直しを検討する。	× 常勤の運転手が1週間のうち4日間も運転業務を行っていない現状は非効率であり、現地での配車手配や連絡調整などは携帯電話等で可能である。タクシー利用について比較検討した結果を踏まえ、その後の対応を決定すべきである。
令和4年2月22日			
耐震性貯水槽設置工事支払額について 5,000,000円 総務課	収入及び支出(前払金等含め)伝票起票処理時に内容が明確に分かるよう摘要欄に具体的な記述を願いたい。	監査委員からの指摘を受け、令和4年3月16日に、会計室より「内容が明確に分かるよう件名や摘要欄に具体的な記述」をするように職員へ周知した。特に前払い金については、「○○○○工事(前払金)」と件名に記載するように周知した。	○
令和4年2月22日			
組合車借り上げ料とは何か、必要性について 300,000円 総務課	①支払金額30万円の積算根拠、支払金額は妥当であるか、利用回数はどのくらいか、この契約はいつから始まったのか。 ②明確な金額の根拠なく、町が職員組合と随意契約的な行為で車両の借り上げを行うことは適切でない。	平成5年度から公用使用に使用料の支払いを行っている。約30年前で資料が廃棄され確認できる限りでは、平成5年度以前から組合車の公用使用がされており、公用の使用頻度が多かったことから町、職員組合協議のうえ、公用使用に使用料を支払うこととなり、金額は組合車購入や維持に掛る費用を元に職員個人で使用した回数、公用使用回数等を考慮し定めた。公用車が不足する際に組合車を公用使用し、過去5年間の公用使用状況は、年間平均34日である。これを民間レンタカーで同車種を借りると仮定すると、12時間使用で18,150円掛るので、年平均34日使用の場合617,100円となる。いずれにしても、契約の取交しが無いことなどから今後の組合車の公用使用のあり方について、業務に支障が出ないよう、他の車両を使用する方法等の検討を行う。	△ 職員組合との契約による車の借上げは、町民の視点からは民業圧迫ともとられかねない。組合車の利用は、コンプライアンスの観点からも福利厚生としての職員個人に限定すべきではないか。
令和4年3月23日			

件 名	監査結果(指摘、意見等)	措置状況等及び今後の対応・スケジュール (どのような改善をいつから行うのか、対応不可の場合はその理由)	評 価
金 額			

所管課			(○・△・×)
監査実施日			理由
高齢者向け筋力向上トレーニング施設整備工事の契約方法、随意契約の場合はその理由と設計金額算出方法	本工事は、特殊な技術や特許等を必要としないため、本来、入札とすべき案件であり、随意契約とすることが得策であると考えられる場合であっても、3者見積を行ってその最低価格で積算して指名競争入札とすべきで、1者見積で随意契約とすべき案件ではない。	本工事については、当該建物の建設業者であること、その後の修繕も実施しており建物の構造に熟知した業者であることから1者見積の随意契約としたものであるが、監査委員指摘のとおり他にも工事を施工できる業者もあることから、今後は類似事業については入札または3者見積で契約をしたい。	△  少なくとも、3者見積による最低価格で積算して指名競争入札とするなど、契約における競争性を確保すべきである。
2,491,720円			
福祉保健課			
令和4年3月23日			
バス折返場用地借地料を町が負担している理由	本来、西東京バス(株)と所有者で契約するところを町が代行して契約を行っている理由を、次回の契約から契約書に記述し、西東京バス(株)・町・所有者の3者間で共有すべきである。	監査委員指摘のとおり、次回の契約を締結する際には、町が代行して契約者となっていることを表記し、3者間でその内容について確認をする。	○
日原 19,398円 大丹波 17,776円、24,601円			
企画財政課			
令和4年3月23日			
森の家等警備業務委託の業務及び契約内容	随意契約するに十分な理由があるようである。もし、随意契約理由書が作成されていないのであれば、随意契約理由書を作成のうえ、契約すること。	本業務委託契約は令和3年から令和5年までの長期継続契約である。令和3年度の契約締結時には随意契約理由書を作成し契約をしている。	○
647,680円			
観光産業課			
令和4年3月23日			